

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年4月1日
医療法人社団 協栄会 大久保病院

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

《関東信越厚生局長への届出事項》

1. 当院は次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

基本診察料の施設基準等に係る届出

- ◆ 一般病棟入院基本料(10:1急性期一般入院料4)
- ◆ 入院時食事療養(1)・入院時生活療養(1)
- ◆ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- ◆ 歯科外来診療医療安全対策加算1
- ◆ 救急医療管理加算
- ◆ 医師事務作業補助体制加算1(50対1)
- ◆ 重症者等療養環境特別加算
- ◆ 医療安全対策加算2(医療安全対策地域連携加算2)
- ◆ 患者サポート体制充実加算
- ◆ データ提出加算
- ◆ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ◆ 医療DX推進体制整備加算3
- ◆ 回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ◆ 地域包括ケア病棟入院料1
- ◆ 療養病棟入院基本料1A～E
- ◆ 特別食加算(食事療養)
- ◆ 急性期看護補助体制加算(25対1・看護補助者5割以上)
- ◆ 歯科外来診療感染対策加算1
- ◆ 診療録管理体制加算1
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 療養病棟療養環境加算1
- ◆ 感染対策向上加算3(連携強化加算・サーベイランス強化加算)
- ◆ 後発医薬品使用体制加算1
- ◆ 入退院支援加算1(地域連携診療計画加算)
- ◆ 排尿自立支援加算
- ◆ 協力対象施設入所者入院加算
- ◆ 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ◆ 看護職員処遇改善評価料28

特掲診察料の施設基準等に係る届出

- ◆ がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆ 外来排尿自立指導料
- ◆ 薬剤管理指導料
- ◆ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料
- ◆ 検体検査管理加算(Ⅱ)
- ◆ コンピューター断層撮影(CT撮影)
- ◆ 無菌製剤処理料
- ◆ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2
- ◆ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ◆ ペースメーカー移植術(令和7年実績 0件)
- ◆ 膀胱悪性腫瘍手術(令和7年実績 5件)
- ◆ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ◆ 歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- ◆ がん診療連携指導料(水戸医療センター)
- ◆ 医療機器安全管理料1(生命維持管理装置使用)
- ◆ 歯科治療時医療管理料
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ◆ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)
- ◆ 入院ベースアップ評価料27
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◆ 人工腎臓(透析液水質確保加算・慢性維持透析濾過加算)
- ◆ CAD/CAM冠
- ◆ ペースメーカー交換術(令和7年実績 0件)
- ◆ 胃瘻造設術(令和7年実績 14件)
- ◆ 麻酔管理料(1)
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料

2. 当院では入院時食事療養(1)、入院時生活療養(1)の届出を行っており、管理栄養士に管理された食事を適時(夕食においては午後6時以降)適温で提供しています。

| 入院時食事療養費の標準負担額について(1食あたり) | |
|---------------------------|----------------------|
| 一般(市民税課税世帯)の方 | 1食 510円 |
| 市民税非課税世帯の方 | 1食 240円(91日目以降は190円) |
| 70歳以上で所得が一定基準以下(低所得Ⅰ) | 1食 110円 |

* 負担額を減額する為には、減額認定証の提示が必要です。

《明細書の発行状況に関する事項》

当院では「医療の透明化」「患者への情報提供」の為、領収書発行の際、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書は「使用した薬剤」「行った検査の名称」等を記載致します。ご家族の方等が代理で会計を行う場合も含めて、明細書の発行を希望しない場合、病棟クラーク又は受付会計へその旨お申し出下さい。

《保険外負担に関する事項》

当院は以下の事項について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

| 名称 | 金額(税込) | 単位 |
|---|--|----|
| 貸しベッド代 | 330円 | 日 |
| 電話料(個室のみ) | 使用時間に応じて発生します | |
| エンゼルケア | 11,000円 | 回 |
| 診察券再発行代金 | 100円 | 回 |
| CD-ROM | 550円 | 枚 |
| 透析でのテレビ利用料 | 200円 | 回 |
| 透析食(外来患者様のみ) | 430円 | 1食 |
| 施設使用料(個室のテレビ・冷蔵庫利用) | 550円 | 日 |
| サージカルマスク | 10円 | 個 |
| 診断書・証明書代(書類作成のための検査含む) | 1階受付・会計窓口に掲示してあります | |
| 予防接種代 | 詳細は受付までご確認ください | |
| 紙おむつ代各種・CSセット(病衣・タオル・下着・備品等)(病院での購入を希望される方のみ) | 「ワタキューセイモア」に委託しておりますので、病院から請求はございません。手続きについては入院時に外来クラーク・病棟クラークが仲介致します。尚、請求書は後日「ワタキューセイモア」から送付されますのでご確認ください | |

《特定療養費に関する事項》

1. 特別の療養環境の提供・・・個室料金(税込)

| 種別 | A棟 | | B棟 | |
|-----|--------|-----|---------|-----|
| 個室 | 6,930円 | 45室 | 7,700円 | 39室 |
| 準特室 | | | 8,800円 | 9室 |
| 特室 | 9,900円 | 2室 | 16,500円 | 2室 |

2. 入院期間が180日を超える入院

入院期間が180日を超える患者様につきましては、健康保険一部負担金とは別に、新たに負担金が発生します。詳細については医事課入院係又は医療相談員までお問い合わせ下さい。

一般病棟(B棟2階「一般病床」のみ)・・・2,190円(1日につき)

厚生労働省が定めるところにより、重篤な症状や状態の場合はご負担が免除されます。

- 1) 難病や、重度の肢体不自由(寝たきり等介助を要する状態)の方
 - 2) 悪性新生物に対する腫瘍用薬(注射に限る)を与薬されている方
 - 3) 人工呼吸器を月に1週間以上使用されている方
 - 4) 人工腎臓(人工透析)の治療を継続的に行われている方で、寝たきり等介助を要する状態の方
- その他、180日を超えた後に新たな病気等で状態が悪化した場合も、30日間に限り免除となるケースも有ります。

《機関指定に関する事項》

- ◆ 保険医療機関
- ◆ 生活保護法指定病院

- ◆ 第一次救急指定
- ◆ 労災保険指定医療機関

- ◆ 結核予防法指定医療機関
- ◆ 自立支援医療機関

《入退院支援加算1についての事項》

1. 入退院支援及び地域連携業務に係る病棟専任の職員を、以下の様に配置しています。

| フロア | A棟 | | B棟 | |
|-----|----------------|---------------|----------|---------------|
| 4F | 回復期リハビリテーション病棟 | 社会福祉士 橋本美鈴 | 地域包括ケア病棟 | 社会福祉士 榎田博之 |
| 3F | 療養病棟 | 社会福祉士 大森麻子 | 地域包括ケア病棟 | 社会福祉士 大森麻子 |
| 2F | 療養病棟 | 看護師 相田宏美 | 一般病棟 | 社会福祉士 榎田博之 |

2. 担当業務は以下の通りです。

- ・入院時に退院が困難である場合は、早期に患者様の意向を確認します。
- ・患者様、家族と退院後の生活も含めた話し合いを行うとともに、退院支援計画書を作成します。
- ・介護支援専門員と、入院時や退院時に連携し、情報共有を行います。
- ・他の医療機関や介護サービス事業者と、転院・退院体制に関する情報の共有を行います。
- ・入院における社会福祉制度の利用、経済的問題の相談に対応します。

《診療録の保管期限に関する事項》

当院では、法令に基づき、「最終来院日より5年」経過した診療録は全て廃棄しております。

《外来患者様への周知事項》

1. 処方箋の再発行について

健康保険法等に基づき、処方箋の発行は一人の患者様に対し1部のみと決められております。よって、紛失等による処方箋の再発行については、自費で頂くこととなります。又、調剤薬局での取り扱いも自費にて精算となります。ご了承下さい。

2. 松葉杖の貸し出しについて

当院では、1回につき「5,000円」の保証金にて松葉杖の貸し出しを行っております。尚、返却時に保証金は全額返金致します。

《入院中の他医療機関受診に関する事項》

入院中の患者様で、他の医療機関へ受診を希望される場合には、必ず受診前に職員へお申し出下さい。ご家族が代理で受診される場合でも、同様をお願い致します。入院中の患者様が他の医療機関へ受診された場合、健康保険の対象とならず、自費での診察となる場合がございますので、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、病棟クラーク又は医事課入院係までお問い合わせ下さい。

《療養病棟(A棟)に入院している患者様・ご家族様への周知事項》

療養病棟の入院基本料の算定については、患者様の状態に応じた「医療区分・ADL区分」を毎日評価して、算定しております。その為、定期的に(毎月1回もしくは変更の都度)患者様又はご家族様に対して

- ・患者様の病状や治療内容等の入院療養の状況
- ・各区分への該当状況

について「医療区分・ADL区分に係る評価票」を交付し、説明致しますので、ご確認ください。

止むを得ない理由により、ご説明を受けることが困難な場合には、患者様又はご家族様より各病棟にお申し出下さいませようお願い申し上げます。

《健康保険証情報の確認に関する事項》

健康保険証情報(マイナ保険証の他、資格確認書、マル福受給者証、特定疾患受給者証、限度額認定証、標準負担額減額認定証)の確認は、1階受付窓口・各病棟クラークが対応し確認しますので、毎月、必ず提示をお願い致します。

対応時間・場所

| 曜日 | 時間 | 確認場所 |
|---------|-------------|----------------|
| 月曜日～金曜日 | 8:30～17:30 | 1階受付窓口・各病棟クラーク |
| 土曜日(午前) | 8:30～13:00 | 1階受付窓口・各病棟クラーク |
| 土曜日(午後) | 13:00～17:30 | 1階受付窓口のみ |
| 日曜日・祝祭日 | 8:30～17:30 | 1階受付窓口のみ |

《後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用についての事項》

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ね下さい。

後発医薬品の使用と医薬品の供給について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施していますが、一部の医薬品について現在、十分な供給が難しい状況が続いています。

①医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。

②後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで、供給不足の

お薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

薬の変更や一般名処方について、ご不明な点やご心配なことなどがありましたらご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

《情報通信機器を用いた診療についての事項》

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。

《医療DX情報推進体制整備についての事項》

当院では、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、及び活用して診療を行っています。

《協力対象施設入所者入院加算についての事項》

当院では、以下の介護保険施設と連携体制を構築しており、患者様の急変時には受入を行うこととして、届出を行っています。

- ・特養 双葉陽だまり館
- ・特養 桜川陽だまり館
- ・特養 ライフピア河和田
- ・特養 ライフピア青柳
- ・特養 祐功の館
- ・特養 グリーンハウスみと
- ・特養 渡里すずらん苑
- ・特養 桜の郷敬愛の杜
- ・特養 あいおんの里